第2次海南市地域福祉計画

令和 2(2020)年度~令和 6 (2024)年度



地域福祉とは



これからの地域社会においては、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしながら「福祉(幸せや豊かさ)」を実感できる仕組みが求められます。

自分たちの地域の課題を、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、 行政等が連携・協働しながら、解決につなげていく仕組みづくりが地域福祉です。

> 令和 2 年 3 月 海 南 市

計画の期間



本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。 今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮し、必要に応じて計画内容 の見直しを行います。

R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
計画策定	第 2 次海南市地域福祉計画(本計画)						
					計画策定	次期計画	

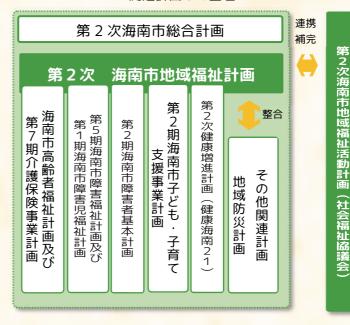
計画の位置づけ



本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

本市のまちづくり及び市政運営の基本方針である「第2次海南市総合計画」を上位計画とし、高齢者、障害者、子ども(子育て支援)等の各分野の具体施策を定めた個別計画と連携を図り、福祉の各分野に共通する基本的な方向性や理念を定めるものです。

関連計画との整理



計画の進行管理



本計画を市民と行政等が協働して展開していくために、市内の関係団体等で構成する「海南市地域福祉推進検討会」において意見を求め、計画の進捗管理を行います。

また、「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan (計画)、 Do (実施)、Check (点検・評価)、Action (改善・見 直し)を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、 課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。



第2次 海南市地域福祉計画 概要版

発行年月:令和2年3月

発行・編集:海南市 くらし部 社会福祉課 〒642-8501 海南市南赤坂 11 番地

電話: 073-483-8432 FAX: 073-483-8429



地域社会を取り巻く環境の変化



【 年齢 3 区分別人口の推移と推計 】



【 高齢化率の推移と推計 】

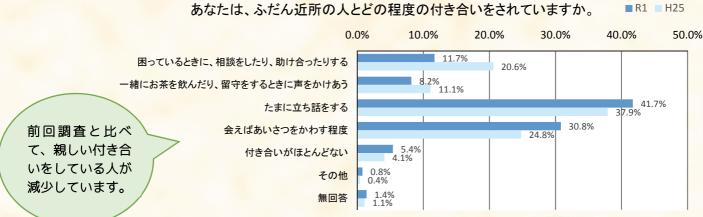


(1995年)(2000年)(2005年)(2010年)(2015年)(2020年)(2025年)(2030年)(2035年)(2040年)

65 歳以上の方の 割合は増加して おり、国・県の平 均値を上回って います。

資料:平成7~平成27年は国勢調査 令和2年からの推計値は 第2期海南市人口ビジョン 和歌山県における高齢化の状況 (令和元年度版)

【 地域のつながり(市民アンケート) 】



【 普段の生活や災害に対する不安 】

地域福祉懇談会では、「公共の交通手段が少なく、特に高齢 者の通院、買い物が不便」、「災害時の助け合いの仕組みづくり や連携など、災害時の地域の備え」に対する意見が多く出まし た。



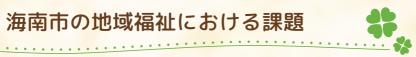
今なぜ、地域福祉計画が必要なのか



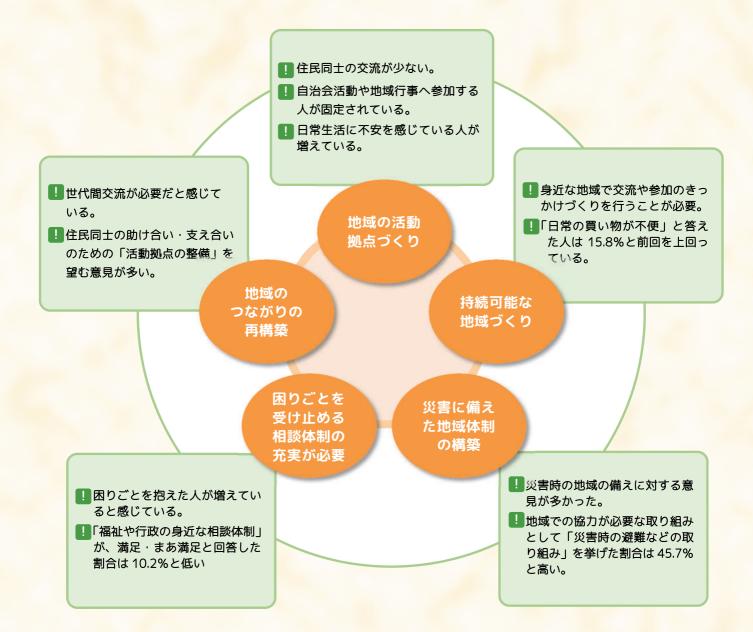
近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加により、社会的に孤立し生活に不安を抱え ている人や、障害のある子の親が要介護者となる世帯、介護と育児を同時に行うダブルケア問 題を抱える世帯、引きこもりなどの長期化による8050問題など、地域を取り巻く生活課題は 複雑化・多様化しています。

こうしたことから、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題 に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な 福祉計画として、本計画を策定しました。

海南市の地域福祉における課題



市民アンケートや地域福祉懇談会、福祉関係者ヒアリング等をとおして見えてきた現在の海 南市を取り巻く地域課題について整理しました。



基本理念



複雑化・多様化する地域課題の解決に取り組むためには、行政及び社会福祉協議会、地域住民、関係機関等がこれらの課題を「我が事」として共有し、地域として支え合う仕組みづくりが必要となります。

第 2 次地域福祉計画では、地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、"つながり"と"支え合い"によるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。



^{基本目標1} 助け合い・支え合える 地域コミュニティづくり

小地域(小学校区程度)での助け合い 支え合い活動を進め、「地域のつなが りの再構築」に取り組みます。



- (1) 小地域における福祉のまちづくりの基盤を強化します
 - ①小地域における地域活動の基盤整備
- 生活支援体制整備事業
- ●地域活動の拠点づくり
- ②地域福祉を担う人材の育成
- ■民生委員・児童委員活動事業
- ●地域の核となる団体をつなぐネットワークの構築
- ③社会福祉協議会の運営支援
- ●社会福祉協議会補助事業
- (2) 小地域における助け合い・支え合い活動を推進します
 - ①民生委員・児童委員の見守り活動 の強化
- ■民生委員・児童委員活動事業【再掲】
- ●地域見守り協力員事業

- ②地域福祉課題の早期発見
- ●児童虐待防止事業
- ●認知症サポーター養成事業
- ③高齢者や子ども、障害者などが身近な 地域で集える居場所づくり
- ●地域介護予防活動支援事業
- (3) 共生社会実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組みます
 - ①差別や偏見のない地域社会づくり
- ●人権尊重推進事業
- ②障害のある人でも地域で安心して暮らし 続け、社会参加ができるための支援の充実
- 自立支援給付事業
- ●日常生活用具給付事業
- ●障害児通所給付事業
- ●移動支援事業 等

- ③仕事と子育てを両立させる社会づくり
- 学童保育事業

基本目標 2 市民の困りごとを受け止 める総合相談体制づくり

身近な地域での相談体制を充実し、 包括的で専門的な支援につなげる仕 組みを構築していきます。



- (1) 困りごとを抱えた人が相談や支援につながるための包括的な相談窓口を構築します
 - ①包括的な相談窓口体制の構築
- ●生活困窮者自立支援事業
- ●子育て世代包括支援センター事業
- 等

- ②相談に関わる人の対応力の強化
- ●民生委員・児童委員への相談対応研修の充実
- 社会福祉協議会補助事業【再掲】
- (2)情報が本当に必要な人に届くよう、情報発信を強化します
 - ①福祉情報をわかりやすく届ける
- ●わかりやすいHP・フェイスブックを使った情報発信
- ●各種相談窓口情報がわかるチラシの作成・配布
- ②情報が必要な人に届くよう、訪問活動等 による情報発信
- ●認知症総合支援事業
- ●保健師等による面接指導・訪問指導

等

- (3) 困りごとを抱えた人が自立して生活できるよう支援の充実を図ります
 - ①成年後見制度の利用を促進
- ●成年後見制度利用支援事業
- ②困りごとを抱えた人が、地域でその人 らしく生活できるよう自立に向けた支援
- 生活保護受給者就労支援事業
- ●配食サービス事業 等

^{基本目標 3} 安心・安全な支え合いの まちづくり

日ごろからの見守り体制の充実 や、災害時に備えた安心・安全な支 援体制づくりを進めます。



- (1)災害時に備えた地域づくりを推進します
 - ①災害時にも支えあえる仕組みづくり
- ●地域防災活動支援事業
- ●防災教育の充実
- ②地域の力を活かし、災害時にも強い 体制づくりを推進
- ●自主防災組織育成事業
- 避難行動要支援者台帳整備事業
- (2)新しい参加と支え合いを生み出す仕組みをつくります
 - ①地域づくりに関わる新しい参加を促進
- ●ボランティア活動普及事業
- ②安心して子育てができる環境づくり
- ●ファミリーサポートセンター事業●子育て支援ネットワーク事業
- ③高齢者による社会参加を促進
- シルバー人材センター支援事業
- ●老人クラブ補助事業
- (3)安心して暮らせるやさしい街づくりを進めます
 - ①外出支援が必要な人の交通・移動手段 の確保
- ●地域公共交通協議会事業
- ●福祉タクシー事業
- ②高齢者や障害者、子どもたちの安心・ 安全な生活を守るための取組を推進
- ●消費者保護事業
- ●地域子ども安全見守り事業

筌

基本目標 1 助け合い・支え合える地域コミュニティづくり

重点取組① 小地域における助け合い・支え合い活動の推進

小学校区程度の身近な生活範囲(小地域)での隣近所の見守りや声かけ、ちょっとしたお手伝いや世代間交流などを通して、地域のつながりの再構築を行い、住民主体の助け合い・支え合い活動が継続的に展開されるよう取り組みます。

助け合い・支え合い活動

地域のつながりの再構築を行い、持続可能なまちづくり活動へ

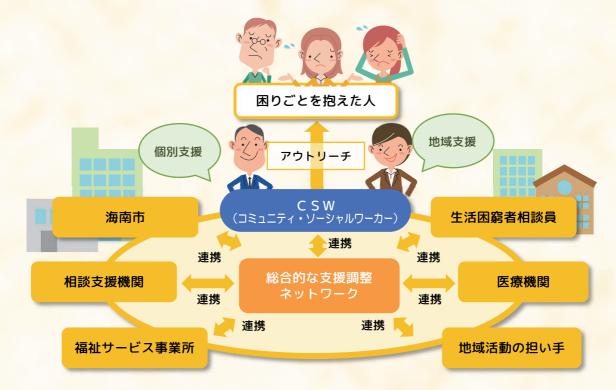


身近な生活範囲のエリア (=おおむね小学校区のエリア)

基本目標2 市民の困りごとを受け止める総合相談体制づくり

重点取組② 情報が本当に必要な人に届くよう、情報発信を強化

困りごとを抱えた人が、どこで誰に相談したらよいか迷うことがないよう、身近にある福祉の相談窓口についての情報提供を行います。また、必要な情報を必要なタイミングで届けられるよう専門職や関係機関が地域に出向く仕組みづくりを行います。



基本目標 3 安心・安全な支え合いのまちづくり

重点取組③ 災害に備えた地域づくりを推進

「南海トラフ巨大地震」や「東海・東南海・南海3連動地震」の発生による甚大な被害が懸念されることから、災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。



計画の推進に向けて



地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、市民、行政、関係機関が協働し、身近な地域でつながりの再構築を行い、住民主体の助け合い・支え合い活動が継続的に展開されるよう取り組んでいくことが必要不可欠です。

